第二十一条中「内航海運業者」の下に「（船舶の管理をする事業のみを行う者を除く。）」を加え、同条を第十五条とし、第二十二条を第十六条とする。

第二十三条第一項第二号中「第六号」を「第七号」に改め、同条を第十七条とする。

第二十四条中「第二十二条」を「第十六条」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止）

第十九条　内航運送をする内航海運業者は、他の内航海運業者の行う内航運送を利用して物品の運送を行う場合にあつては、その利用する内航運送を行う他の内航海運業者が第十条、第十一条第一項、第四項若しくは第六項若しくは第十二条の規定又は安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

第二十五条第一項中「者が」の下に「第十一条第一項、第四項若しくは第六項、第十二条若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守していないことその他の事由により」を加え、「同項」を「第三条第二項」に改め、「定めて」の下に「運航計画の改善、」を加え、同条を第二十条とする。

第二十五条の二（見出しを含む。）中「かかわる」を「関わる」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十五条の三の見出し中「かかわる」を「関わる」に改め、同条中「内航海運業者」を「内航運送をする内航海運業者」に、「かかわる」を「関わる」に改め、同条を第二十二条とし、第二十五条の四を第二十三条とし、第二十五条の五を第二十四条とし、第二十六条を第二十五条とする。

第二十六条の二第一項中「第九条第二項第一号」を「第十一条第二項第一号」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十四条第一号中「第十条第二項」を「第十三条第二項」に、「第二十二条」を「第十六条」に、「第二十五条の四」を「第二十三条」に改め、同条第三号中「第二十一条」を「第十五条」に改め、同条第四号中「第二十五条の三」を「第二十二条」に改め、同条を第三十七条とし、第三十三条を第三十六条とする。

第三十二条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第九条第三項」を「第十一条第三項」に、「第二十五条第一項」を「第二十条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第九条第二項第二号」を「第十一条第二項第二号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第九条第四項」を「第十一条第四項」に、「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき。」に改め、同条第六号中「第九条第五項」を「第十一条第五項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号及び第八号中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十一条中「第二十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条を第三十四条とする。

第三十条の前の見出しを削り、同条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第十一条」を「第十四条」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第三十三条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第二十九条の二を第三十二条とし、第二十九条を第三十一条とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

（荷主の責務）

第二十九条　荷主は、内航運送をする内航海運業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

（荷主への勧告）

第三十条　国土交通大臣は、内航運送をする内航海運業者が第十二条第一項の規定に違反したことにより第二十条第一項の規定による命令をする場合又は内航運送をする内航海運業者が第十七条第一項第一号若しくは第三号に該当したことにより同項の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該内航運送をする内航海運業者に対する命令又は処分のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。

（造船法の一部改正）

第四条　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　造船技術の向上等（第二条―第九条）

第三章　事業基盤の強化（第十条―第三十一条）

第四章　雑則（第三十二条・第三十三条）

第五章　罰則（第三十四条―第三十八条）

附則

第一章　総則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、造船に係る施設の新設等の許可制度等を設けることにより造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期するとともに、事業基盤の強化に関し計画の認定制度を設けること等により、造船に関する事業の健全な発展を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章　造船技術の向上等

第二条第一項中「ドツク」を「ドック」に改め、同条第二項中「譲受」を「譲受け」に、「借受」を「借受け」に、「引渡」を「引渡し」に、「一箇月」を「一月」に改める。

第三条第一項中「前条」を「前条第一項」に、「ドツク」を「ドック」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条の二第一項中「左の」を「次の」に、「基準に」を「基準のいずれにも」に、「あつた」を「あつた」に、「第二条又は前条」を「第二条第一項又は前条第一項」に改め、同項第一号中「よつて」を「よつて」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「よつて」を「よつて」に、「わが国」を「我が国」に、「ひき起す虞」を「引き起こすおそれ」に改め、同条第二項第二号中「第二条又は前条」を「第二条第一項又は前条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「左に」を「次に」に、「二箇月」を「二月」に改め、同条第二項中「二箇月」を「二月」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。